

### 第3回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成26年1月9日（木）

事務局：指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。

本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：新年明けましておめでとうございます。環境副大臣の井上信治でございます。昨年中は皆様には大変お世話になりました。ことし1年、この指定廃棄物の問題が大きな進展を見出すことができるようにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、年明け早々のご多忙のところを市町村長の皆様にはこの千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、千葉県におかれましても、森田知事のリーダーシップの下、指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただいております。心から感謝を申し上げます。

さて、候補地の選定手法につきましては、これまでの市町村長会議において選定手順、安全のために除外すべき地域などを説明をし、ご意見をいただき、更に専門家から成る有識者会議において議論を重ねて候補地を選定するための基本的な案が昨年10月に取りまとめられました。本日はこの基本的な案について改めてご説明をさせていただき、千葉県の実情に配慮をした処分場候補地の選定手法、提示方法についてご議論をいただきたいと思っております。国といたしましても、特に千葉県では東葛地域における指定廃棄物の保管などが逼迫をしており、早急な処理が必要であることから県内に指定廃棄物の処分場を1カ所設置をし、国が責任を持って処理を行うこととしたいと考えております。また、地域振興策や風評被害対策についてもしっかりと取り組んでまいります。

今後も、千葉県及び市町村長の皆様方のご協力を得ながら市町村長会議の開催などを通じて着実に前進できるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：続きまして、森田千葉県知事よりご挨拶をお願いいたします。

森田知事：明けましておめでとうございます。着席にて失礼させていただきます。井上副大臣、浮島政務官におかれましては第3回市町村長会議を開催いただき、誠にありがとうございます。また、各市町村長の皆様には新年早々の大変忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。国においては最終処分場の早期設置に向け、精力的かつ真摯にこの問題に取り組んでいただき、井上副大臣を初め皆様方のご努力に厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は、平成26年度末までの最終処分場設置に向けて大変重要な1年となるところでございます。県内に保管されている指定廃棄物を安全に処分するためには、最終処分場が不可欠ですので、国におかれましては早期に設置いただけるよう改めてお願いを申し上げます。

本日の会議では、昨年、国が決定した基本的な候補地選定手順についてご説明いただき、今後、千葉県における選定手法を作成するため、皆様のご意見をお聞きするものと伺っております。各市町村長の皆様には共助の精神をもって引き続きこの問題の解決に向けて貴重なご意見をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。県といたしましてもこの問題の解決に向け、できる限りの協力をしてまいりますので、どうぞよろしくお祈り申し上げます。有り難うございました。

事務局：続きまして、浮島政務官よりご挨拶申し上げます。

浮島政務官：皆様、改めまして新年明けましておめでとうございます。昨年9月30日、環境大臣政務官を拝命いたしました浮島智子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は本当に年始のお忙しい中お集まりいただき、心から感謝の程を申し上げます。本当にありがとうございます。

この原発事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処につきましては、今後の環境行政の大きな課題として国がしっかりと責任を持って進めていかなければならない、取り組んでいかなければならない問題でございます。中でも指定廃棄物をしっかり処理を進めていくか、これは大変難しい問題であります。千葉県の皆様方、市町村長の皆様方のご協力を得ながら、市町村長会議などの開催を含めまして前進できるように取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

今後、指定廃棄物の処理を着実に進め、住民の皆様が安心して生活できる環境を一日も早く取り戻せるよう、私も全力で仕事をしてまいりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございます。

事務局：ここで本日の出席者をご紹介します。

まず、千葉県からはご挨拶いただきました森田県知事をはじめといたしまして諸橋副知事、中島環境生活部長にご出席いただいております。

続きまして、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いたします。

事務局：浮島環境大臣政務官でございます。

浮島政務官：よろしくお願いたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願いたします。

事務局：それでは、続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の方に配付資料の一覧をつけております。次第の下に出席者名簿をつけておりまして、その下が座席表でございます。資料1が指定廃棄物の処分場候補地の選定手法等について、資料2が各市町村長からのご意見等とその対応の方向性について、資料3が両面1枚でございますけれども、市町村長会議でご議論いただきたい事項、資料4が指定廃棄物の配分後保管量市町村別一覧でございます。資料5も1枚でございますが、地域振興策・風評被害対策についてでございます。その後ろが参考資料でございますが、参考資料1、2、3、4がついておりまして、その後ろにパンフレットを7種類付けております。

本日の配付資料は以上でございます。もし不足等ございましたら、事務局の方までお伝えいただきますよう、よろしくお願いたします。

本日ご出席いただいております各市町村長のお名前、皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿の記載のとおりでございますので、大変恐縮であります。時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただいておりますので、ご容赦願います。

本日の会議ではマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方をお願いでございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、恐れ入りますが、カメラのほうはご退出をお願いいたします。また、取材につきましては、会議の円滑な進行のご協力をお願い申し上げます。では、カメラの退出をお願いいたします。

本日の会議は15時半までを予定しております。円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

これからの議事進行は浮島政務官が務めさせていただきます。

それでは、浮島政務官、よろしくをお願いいたします。

浮島政務官：それでは、私が本日の会議の進行役を務めさせていただきますので、どうかよろしくをお願い申し上げます。座らせていただきます。

#### ■資料1、2、3、4、5について説明

浮島政務官：本日は、まず資料1から5までをまとめて事務局からご説明をさせていただきます。その後、質疑応答を行わせていただきたいと思いますと思っております。

候補地の選定手法につきましては、これまで選定の手順、安全に係る評価項目等について本州市町村長会議においてもご説明をさせていただいております。10月4日の第6回指定廃棄物処分等有識者会議では、これらに加えまして安心等の確保に関する評価項目等も含めた各県で候補地を設定するためのベースとなる基本的な案が取りまとめられました。この基本的な案に関する資料1及びそれに関する資料2から5をまとめて説明をさせていただきます。

梶原部長：環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座って説明をさせていただければと思っております。

まず資料の1、横書きのパワーポイントで選定手法等につきましてご説明を申し上げます。これにつきましては、先程来、その資料の紹介ということで参考資料の1から2、3、

4までの資料、これは有識者会議でご説明をした資料でございます。有識者会議の資料をそのままつけておりますので案という形になっておりますけれども、現在は案が取れた形になってございます。この概要につきまして資料の1を使いましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1枚おめくりをいただきたいと思います。下のページでございますが、これまでの経緯といたしまして、有識者会議ではこれまで6回開催をさせていただいております、第6回で選定手法のベースとなるものを5県、共通のベースとなるものを公表させていただいております。右側でございますけれども本日、第3回の市町村長会議を開催させていただいておりますけれども、それぞれ開催後には部課長の説明会という形で資料を再度説明をさせていただいたということでございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。4ページでございます。これについては前回もご説明を申し上げたところでございますけれども、概ねの流れといたしましては、まず安全等の確保に関する事項ということで安全な処分に万全を期するという観点から、自然災害のおそれのある地域等の除外をする、あるいは貴重な自然環境の保全、史跡、名勝、天然記念物の保護に関する影響のおそれもある地域を除外をすると、これが第1のプロセスでございます。

第2のプロセスといたしまして地域特性に配慮すべき事項、これは各県ごとに違ってくるというふうに考えてございますけれども、市町村長会議でご議論をいただいて最終処分の整備に向けて建設的な方向で合意される地域特性として、これは配慮すべきだったということであれば、これを最大限尊重してその先に進めていくということでございます。

第3の点、ステップですが、安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定ということで、生活空間からの近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管の状況から見て評価をしていくということでございます。この評価によって詳細の調査をする土地の選定をしていくということでございます。

それで次が詳細の調査、これボーリング等調査を行うということでございます。

その結果を踏まえて第5の段階でございますけれども、最終的な候補地の提示をしていくということでございます。

詳しく5ページ以降で見ていきますと、まず今は(1)の段階でございます。まず、選定手順、評価項目、評価基準等について、私どもの案をお示しさせていただきながら最終的にこれを決定していくというプロセスがまず第一で、ここで合意した具体的な選定手法

あるいは選定基準等を使いまして、その後、候補地の選定の作業に進んでいくということでございます。

まず第一に安全等が確保できる地域ということで、恐縮でございますが2枚ページをおめくりいただきまして下のページ、9ページでございますが、例えば安全ということでございます。自然災害ということについては、下の9ページの欄の赤の枠の中にございますけれども、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没といったような観点で絞り込めると。9ページ、10ページにちょっと細かな表がございますけれども、実際にここにありますようなデータを使って、地図情報のデータを使って絞り込んでいくと。例えば地すべりになりますと、例えば地すべり危険箇所あるいは地すべり地形箇所に該当するエリアを除いていくということになります。

更にもう1枚おめくりいただきまして11ページでございます。自然関係の方でございますけれども、自然環境の保全、風致の保全、鳥獣等の動植物の保護、国有林の保全といった、ここに書いてありますよう自然公園法の該当地区あるいは鳥獣保護地あるいは保護林、緑の回廊、レクリエーションの森、ふれあいの森という形で使われているような所については、除外をしているということでございます。

それと下、13ページでございますけれども、史跡、名勝、天然記念物という形の所在地、これは移設もできないような土地に所属するようなものについては、これも除外をするということでございます。

6ページに戻っていただきまして、(3)というところでございますけれども、地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出するというところで、例えば地域特有の自然災害があるんだと、あるいは地域特有な貴重な自然環境があるんだよと、あるいは地元住民の安心、特に配慮すべき地域特有の課題があるんだと、いったようなこれがあった場合は、それを最大限に配慮をしていきたいというように考えてございます。

4番目、その次のプロセスでございますが、そういう形で実際にここは避けるべき、ここには造らないといったようなところを除いた後に、青の枠の中でございますけれども利用可能な国有地を基本といたしまして対象の地域を考えている。ただし、市町村長会議におきまして公有地あるいは民有地が提案される場合については、当然そういったような土地の候補地も対象に含めて考えていく。また、ここは外していくんだということではなく、むしろこういうところに造っていくべきであるといったようなご意見が賜れば、それについても最大限尊重して候補地の選定をしていくというこれは対象の土地の範囲でござい

ます。その上で一定の面積、必要な面積を確保でき、なおかつ急斜面ではない、なだらかな土地、地形のところについて候補地としているということでございます。

それで次のプロセスが安心等の、地域の理解がより得られやすい土地ということでございます。これにつきましては大変恐縮ですが、またページをおめくりいただきまして16ページ、上のページでございますけれども、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況、この4つをメルクマールにして絞り込んでまいりたいと。

具体的には17ページ、下のページでございますが、生活空間との近接については住宅のある集落と候補地の距離で見ていくと。水源については水道用水と農業用水を取水している表流水あるいは伏流水を対象として水利ポイント、水利点から候補地までの距離、地下水につきましても取水施設からの距離という形で判断をしていきたい。

次のページ、18ページでございますが、自然環境につきましては、実は全国10段階の評価がなされております。10段階というものは、左上でございますが一番自然度の高いものからもう開発がし切っているところまで、右下の所までいろいろなランク分けをされておまして、そういったことも配慮していきたい。

19ページ、下のページでございますけれども保管量につきましては、たまたま広域的な事業、例えば流域下水道でありますとか、ごみの広域処理といったような場合に最終処分場があったり、ごみの焼却する施設があったりする場所に保管されているケースがあるわけでございますけれども、そういったような場合は、例えば下水道でございますと、その下水を処理場で受け入れている、汚水を出してる各市町村、上流の市町村がございます。その市町村の流量に割って、割り戻している、保管量を計算する。広域のごみ処理組合でございますと、それぞれの町村からごみが出ておりますけれども、そのごみの量に応じて割り戻して保管量をカウントするというので、たまたまその土地に下水の最終処分場ありますとか、ごみの焼却施設がありますとか、あるということで、そこに全部乗せられるんじゃないかと、そういう割り戻しだという計算をする、ということを考えてございます。

ページをおめくりいただきまして20ページ、では、そういう項目をどういう形で評価をしていくのか、ということでございます。

まず適性評価方式、①というのでございます。これは対象箇所数が非常に多い場合には、まず例えば2桁以上ありますよといったような場合はもう適性評価をやりたいと。具体的には21ページにございますように、これまでの廃棄物の最終処分場におきます指針とか指導要綱等を参考にさせていただきながら、例えば500メートルよりも遠いか近いかと

ということで○を付けてまいります。自然度の場合は9、10はより自然度が高いということで8以下であるというものに○を付けて、この丸の数が多いところでまず裾切りをさせていただきたいと。

その上で22ページでございますけれども、各項目につきまして絞られた数の中から更に詳細調査、ボーリング調査等に入る候補地を選定するために、例えば生活空間との近接、水源との近接でありますと500メートル以下を1点とし、500メートルから1,000メートルを2点とし、1,000メートルから2,000メートル、2,000メートルから4,000メートル、4,000メートル超という形で点数付けをしていくと。これは心理的な感覚量が倍々で、実は心理的な感覚量が人間が感じるということの学説がございますので、それを一つの考え方としてこういうふうに考えてございます。

自然度につきましては、先ほど従来10ランクに自然度が分かれるというふうに申し上げました。自然度の高いものから1、2、3、4、5という形で点数付けをして整理をするということでございます。

またページをおめくりいただきまして24ページ、指定廃棄物の保管状況、これは、1トンから、要するにゼロあるいは1桁、2桁、3桁、4桁とこういったような形の重みづけをして評価をしていきたいという考えでございます。

その後、これの評価を踏まえて詳細調査に入る訳でございますけれども、その詳細調査に入る箇所、1カ所提示をさせていただきまして、その1カ所の詳細調査では25ページにありますとおり地質、地盤の調査をします。これは文献調査、地表の地質踏査、あるいはボーリングの調査、弾性波探査あるいは標準貫入試験あるいは地下水の通りやすさを示す透水試験といったような地質・地盤調査、それと地域のアクセス性あるいは土地の権利関係等、実際に工事ができるのかどうか、あるいは工事をするときにどういったような配慮が必要なのかといったようなことを調べていく、ということを考えてございます。

それで最後のページでございますけれども、その上で有識者会議にこういった現場の詳細調査の結果も併せて報告をして、最終的な候補地を国の方で提示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、資料の2でございますが、これはこれまでの市町村長会議で賜ったご意見、更には市町村長会議の後に提出をいただいたご意見に対する私どもの考え方をご説明をさせていただきたいと思っております。



まず第1点目でございますが、県内処理の方針について合理性、妥当性についてさらに説明してほしいとか、あるいは発生源は福島第1原発であるので、責任は国にあるんだという原点にもう一度振り返って責任を持って対応してほしいということでございます。私どもといたしましては、保管が逼迫しており、早急な処理が必要だと考えております。そのためにも千葉県内におきまして最終処分場を1カ所に集約して整備をすることが適当だというふうに考えております。また、福島県に搬入すべきだといったようなご意見もございますけれども、こういった土地では実際の地域によって差異はありますけれども、福島県におきましても多くの方々が帰還を望んでおられ、なおかつ、それ以上の負担を福島県あるいは地元市町村にお願いすることが到底理解が得られないということで、ぜひ各県内で処理をさせていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、県内に1カ所に絞った最終処分場ではなくて複数カ所の最終処分場を造ったらどうだろうというご意見もございました。これにつきましては、安全な管理、あるいは用地確保の観点からは、やはり県内に1カ所に集約をして最終処分場を設置させていただきたい、そうすることが適当であると考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、これ技術的なご質問でございますけれども、管理の方法についてでございます。長期にわたる点検が容易になるような点検の点検廊、これは廊下の廊でございますが、点検廊を利用すべきであるということでございます。これについては、長期的にはこの点検廊にベントナイトという、セシウムを吸着しやすい鉱物を土壌と併せて入れまして、それで管理をしていきたいと。そもそも埋立地の中はまず袋に入れて、土壌の中にサンドイッチみたいな形で入れ、更に二重のコンクリート構造物、更には外側に漏れないという形にしておりますので、是非そういう形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

ページをおめくりください。どれくらいのスピードでセシウムが減衰するのかといったようなご質問です。また、実際に漏れたらどうするんだ、といったようなことでございます。セシウムにつきましては、2つのものがございます。セシウム134と137があるんでございますけれども、セシウム134の半減期、半分になる期間は2年、セシウム137の半減期、濃度が半分になる期間は約30年でございます。例えば、これを1対1とすると100年間で濃度は16分の1になるということでございます。8,000ベクレルのものが400ベクレル強になるということでございます。構造物につきましては、100年程度にわたって十分な材料というふうにいただいております。また、ベントナイト、

土はセシウムが付着し易くなりますので、漏れるということについても基本的には心配ないものだというふうに考えてございます。

次に、液状化現象についてでございます。液状化現象につきましても有識者会議の中で議論を賜っておりまして、地盤改良等によって予め対策を採ることによって対応できるということで、液状化現象の発生が予想される地域については除外することは考えなくていいというご指摘も賜ってございます。また、当然ながら工事あるいはボーリング調査の結果を踏まえて液状化の対策が必要なところについては十分な対策をして、当該の施設を整備するというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、処分場の周辺の残地森林を残すところを10メートルとしているのがもっと広くとるべきではないかと、これは林地開発の手引き等を踏まえて10メートルとしておりますけれども、実際その設計に当たりましてはさまざまな配置の考え方、その土地その土地で配置を考えていく必要があると思います。その際にも配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

7ページ目でございます。史跡、名勝、天然記念物のうち地域を定めずに指定されている、例えば動物種がありますと、その動物種で市町村全域について指定をしているという例があることは存じ上げております。ただ、それにつきましては土地という性格、この土地はどうかといったような判断と直接リンクをしてない、ということでございますので、その辺については対象とすることは考えていない、ということでございます。ただし、実際工事をいたしますと、さまざまな配慮、例えばそういった配慮すべきとなった土地に配置を考えると、さまざまな配慮はすべきことは当然だろうと思っております。

次のページでございます。例えばこれまでの廃棄物処理施設周辺は候補地から除外すべきではないかという話がありました。これにつきましては、廃棄物処理施設の立地にご苦労をいただいているということにつきましては大変ありがたいし、また申し訳ないと思っております。ただ、安全の観点から万全を期するためということと、安心の観点からも十分な配慮を行うんだということとを丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。そういう意味では、既存の最終処分場等が候補地周辺にあることをもって直ちに除外するということを考えておらないのが現在の考えでございます。

自然環境保全指針を尊重すべきということについては、これまで、先程も申しましたが、さまざまな形の自然環境に配慮するということを考えてございます。

ページをめくりまして、10ページでございます。これは生活環境との近接、水源との

近接あるいは農業関係あるいは観光、それと保管状況について等々、ご意見を賜っております。基本的には下の丸の2番目にありますように、各項目、4項目、今やっておりますけれども、その項目に重み付けを行うかどうか等につきましては、皆様方のご意見も賜りながら考えてまいりたいと思っておりますけれども、これまでのご意見を踏まえても基本的には4項目全てを対象にして評価をさせていただきたいと思っております。また、農用地あるいは水源ということにつきましては、これにつきましても施設の設置について非常に堅固な安全な施設を考えております。また、モニタリング等もしっかりさせていただき、更には先ほど言いましたような安心等の観点の評価もさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

12ページを開いちただきたいと思えます。水源について、水道水源等について、これは上流域等も対象にしてください、農林業を対象にすべきではないかといったような話でございます。先程と同じように水源に対する配慮は極めて重要だと思っております。そういう意味では施設及び立地について今の形でも配慮をしているものと考えてございます。直ちに水源の上流であるからといったようなことで排除をすることは考えてないということでございます。

13ページでございますけれども、保管量を手法とすることについてでございます。これについては、これまで保管量を重視すべきという意見も実はいただいております。これにつきましては、指定廃棄物の保管がないような土地には造るのはなかなか理解が得られないのではないかとといったようなご意見もあり、保管量を評価の1項目に加えております。是非ご理解を賜ればと思っております。保管量について広域的な事業に関する按分につきましては、按分をして割り戻すといったことについては先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

あと、住民への説明のタイミングでありますとか、そういったことにつきましては、自治体の候補地となる地元の説明会をこの手順でしっかりと行い、理解を求めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

資料の3の方に行きたいと思えます。資料の3、これは地元でご議論をぜひ賜りたいと考えているところでございます。

まず①でございますけれども、処分場の設置について、これは先程申し上げましたように安全な管理を実施する観点から、県内に1カ所設置することが適当であると考えております。その点についてご議論を賜りたいと思っております。

2番目でございます。(1)、これは地域特性で、合意があれば最大限配慮しますというふうに申し上げました。何かそういうのがあるのかどうか。

(2)でございます。私ども、候補地としては利用可能な国有地を基本というふうに考えてございます。前回の会議におきましても広く採るべきであるといったご意見も賜ってございます。この点についてご意見を賜ればと思っております。

安心等の評価方法、これは水源との近接、生活空間との近接、自然度、指定廃棄物の保管状況という4項目を均等に評価をして絞り込みたいと思っております。これについてもご議論を賜ればと思っております。

裏でございます。候補地の提示方法、これにつきましては、絞り込みを行った上で詳細調査を実施していきたいと思っております。詳細調査を行う候補地は1カ所提示をしたいと考えております。この点についてもご意見を賜りたいと思っております。

資料の4につきましては、これは保管状況を割り戻したらどうかという表でございます。真ん中に縦線がございます。この左側が保管をしていただいている市町村別の保管量でございます。それを割り戻した場合の状況が右側でございます。このような形になるということでございます。

最後に、資料5でございます。資料5につきましては、現在の私どもの地域振興策あるいは風評被害対策についての考え方でございます。

地域振興策及び風評対策につきましては、関係省庁と連絡、連携をいたしまして政府全体としてしっかりと対応をするということで、環境整備のための経費を含んだ形で平成26年度の予算の政府原案を作成し、年末に閣議決定してございます。具体的な地域振興あるいは風評被害対策につきましては、それぞれのご地元で事情が違うんだと思っております。この当該ご地元のご意向を賜りながら、それが反映できるような形で努力をしていきたいというふうに考えてございます。

また、風評被害につきましては、まず、風評被害を発生させないというのが基本だと考えてございます。施設の安全性のPR、あるいは施設ができる前とできる後の両方にモニタリングをしっかりとやりまして、放射線のレベルが上がってる訳ではないといったようなこともきちんと情報を公開する、といったようなことも考えてございます。本日、後ろの方にパンフレットがあります。まだまだこれは分かりにくいといったお叱りもあるかと思っておりますけれども、こういったようなパンフレットを作って、いろんな所でご説明をさせていただければと思っております。更に風評被害につきましては、こういったような未然

防止をやって、それでもそういったような風評被害が起こるということでございましたら、国が責任を持って対応したいというふうに考えてございます。

大変長い説明で恐縮でございましたが、以上で終わります。どうもありがとうございます。

#### ■資料 1、2、3、4 について質疑

浮島政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

本日の意見交換等の進め方でございますけれども、先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、これまでの市町村長会議で議論となるなど、本日の会議で特にご議論いただきたいところにつきまして、この資料 3 にまとめてありますので、この資料 3 に沿って進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご意見がございましたら挙手をさせていただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えしていただいてからご意見をご発言をお願いをしたいと思います。

それでは、まず 1 番目の処分場の設置についてのご意見でございますけれども、指定廃棄物の負担、とりわけ千葉県の処理の方向性といたしましては、県内 1 カ所に処分場を設置して集約処分するということが安全性や用地の確保の観点からも適切であると環境省のほうとしては考えておりますけれども、この点についてご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ご意見のある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。どうかご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、県内 1 カ所の設置につきまして、県のご意見を伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

森田知事：ありがとうございます。

最終処分場については、長期にわたりやっぱり安全に管理をされることが、これは最も重要であると考えています。最終処分場は国の責任で管理するものですので、国において 1 カ所が最も安全に管理できると判断するものであれば、県としてもその判断に従いたいと、そのように考えるところでございます。

浮島政務官：ありがとうございました。今、知事のほうからもご意見いただきましたけれども、千葉県における処理の方向性についてご意見をいただき、本当にありがとうございます。

今いただいたご意見を踏まえますと、県内1カ所に最終処分場を設置して集約処分するという方針については特段皆様からのご意見もなく、異論はないと考えられますので、その方向で進めさせていただきたいと思います。

それでは次に、2番目の候補地の選定手法についてご意見を伺いたいと思います。資料3の2の記載の選定手法につきましてご議論をお願いいたします。

この候補地の選定手法等につきましては、今後、国において、千葉県における候補地選定書を作成するに当たりまして、皆様から地域特性に配慮すべき事項や候補地の対象、また安心等の評価方法などにつきましてたくさんのご意見、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうかご意見のある方は挙手をお願いいたします。

大多喜町長：大多喜町の飯島でございます。

この2番目の候補地選定の手法についての中で、(2)の処分場の候補地の対象についてでございますけれども、利用可能な国有地を基本と考えているということで、私どもの大多喜はやはり国有地が非常に多い町なんです。確かに急峻な国有地ではございますけれども、ただ、大多喜町はやはり農業と観光の町なんです。それで、主要な企業というのはございません。ですから、これから町の運営していく中で農業の確保というのは、どうしてもこれは基本中の基本なんですね。こういうやはり放射能に汚染された廃棄物というものが来るということは、町にとってもやはり非常に大きなダメージでありますし、特にその点につきましては、住民の皆様も私のところにもよく、今、こういう会議をやるということは住民の皆様は十分承知してるわけです。ですから、私どものとこに非常にそういう意見があるものでして、絶対受けてはいけないよというようなね。特にやはり大多喜町は近年、産業廃棄物処分場で反対運動が非常に起こりました。町民の大多数の人の大反対の運動の中で、今回、中止になりました。改めてまた、いわゆる放射能に汚染されたこの物質、廃棄物ですね。これを受け入れるというのは、町民のほとんどの方が反対と言っても過言ではないわけでございます。そういう中で、今、1つの選定基準の中で選定するということが、これを、じゃあ、選定したら、住民の反対運動はあっても進めていくことなのか。それは

どこまで国は考えていただけるのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

梶原部長：ありがとうございます。住民の方々のご反対に対して、どこまで考えてるのかといったご指摘でございます。

私ども、最終処分場、放射性廃棄物の最終処分のみならず、通常最終処分場につきましても、住民の方々にとってみれば一応迷惑施設という形になります。したがって、なかなかご理解を賜るのも難しいということも重々理解しているつもりでございます。ただ、そうはいつでも、必要な施設であるというふうなことも考えております。そのために安全性であるとか、あるいは風評被害がないようなPRの仕方とか、あるいは情報の提供の仕方でありませうとか、そういったようなものを丁寧に丁寧に説明をさせていただいて、ご理解を賜りながら進めさせていただくと。それをしっかりとやっていくということに尽きるのではないだろうかというふうに考えてございます。

大多喜町長：今、確かに丁寧に丁寧に説明するというお話でございましたけども、実際、大多喜町の特産のタケノコや農産物は風評被害を受けました。実際に補償する、補償するといながら、農家の皆様方はやはり補償されていないという不満も非常にあります。ですから、それは実際、今まで補償したかといいますと、補償してないというのが非常に多いんです。ですから、大多喜の町民にとりましても、それはまず信用できないという思いがあります。それで、やはりさっきも申したように、今までそういう産廃で非常に反対運動してきた中で、まず、私は住民の理解はまず得られないと思ってます。そういう中で丁寧に説明をされたといっても、それでも私は、恐らく町民の皆さんの理解は私は得られないと思いますが、そういう中で、最後まで説明をして得られなかった場合に国はどうするんですか。

梶原部長：正直申し上げまして、全ての方々のご了解を得るということはなかなか難しいと思ってございます。したがって、私どもは丁寧な丁寧な説明をさせていただきたいということを申し上げておりますけども、その上で最終的には判断をしていくということだと思います。迷惑施設だということも理解をし、喜んで受け入れていただけないような施設であるということも理解をしております、その意味では、繰り返しになりますけども、お一人でも反対がないというようなことまで行くことはなかなか難しい話でござい

ますので、十分な説明をして、最終的には国として判断をしていきたいということがございます。

大多喜町長：ということは、例えば、じゃあ、住民、いわゆる町民の大多数がそういうことで理解を得られないという場合には、今の説明をいくらしたとしても、町民の皆さんの大多数の人が賛成をしなかったということに私ども大多喜町は多分なるんだと思います。だから、そのときにどこの時点での賛成というんですかね、どの辺の判断で実行するのか。

梶原部長：例えば、どの程度というお話についてはお答えするのは適當ではないと実は思います。できるだけ説明をし、できるだけ多くの方々にご理解を賜るように努力をしながら進めさせていただくということを申し上げさせていただくしかないと思っております。

大多喜町長：そういうことになりますと、私にも町民の皆さんからいろいろ意見が来ますけども、ただ、それは最後まで恐らく理解は得られないと思いますし、私ども大多喜町としても反対をしていかざるを得ないと思いますけど、それを改めて、今ここでお話をしたいと思います。

浮島政務官：ご意見ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

南房総市長：今、大多喜の町長さんのお話を聞いてまして、やはり候補地となり得るかもしれないという地域の住民の方々はもちろんですけども、またひょっとしてここに集まっている首長さん方の気持ちというのは本当に複雑で切実なものだというふうに思います。それはご理解をいただいていると思いますけれども、最終的には本当に賛否があっても決断するというのは政治の責任でしょうからということになるかもしれませんが、いわゆる風評被害というのは、先ほどご説明がございました、丁寧に丁寧に説明する、それに尽きるというようなお話でございましたけども、総論からすれば、本当にそのとおりだと思います。ただ、今回は福島とか向こうのほうの現状を見てますと、恐らく国は丁寧に説明してきている、向こうのこの問題についてはしてきているとこれまでも多分そうおっし



やってたと思うんですけども、風評被害というのは、国がそういうふうに言うほど簡単には風評被害を払拭することはできないし、経済的な影響とか生活の影響というのは非常にやっぱり大きなものがどうしても出てくるだろうという、そういう不安はどうしてもございます。

ですから、これは言わずとも、そのことは本当にもうご理解いただいていると思いますけども、できるならば、いわゆる資料5にありますような地域振興策・風評被害対策についてというペーパーがありますけど、ある程度、地域振興策というのはこんなことを考えられるとか、風評被害対策というのは、ここにも安全性のPR、モニタリング情報の公開とかということが書いてありますけど、もっとより具体的に風評被害対策っていうものを、もし進めていくのであれば、もっとより具体的に、もっとどんなことをやるかというようなことを具体的に、ワンセットというんでしょうかね、候補地をある程度公開するときにはそうしたものをワンセットで私は示していただきたいなど。ここにありますような安全性のPR、モニタリング情報の公開等というこの一文だけではとても理解できるもんじゃあ私はないと思いますので、現状の福島とかの向こうの状況を見ても、より具体的な、より効果的な、よりレベルの高いそうした対策というものをやはりワンセットで示してもらいたい。それを要望としてお願いしたいと思います。

梶原部長：ありがとうございます。

今の風評被害は大変難しいという形のご指摘につきましては、私どももそのように理解をさせていただいてるところでございます。先ほど、私、平成26年度予算に環境整備についての予算を含むという形のものをご説明をさせていただきました。具体的なスキームにつきましては、実際の支援事業といたしましては、例えば今、検討中でございますけれども、実際に周辺地域振興や、あるいは風評被害を防止するための事業を行っていただきたいということで、基金を造るとかそういったようなことで、処分場への円滑な搬入に必要な道路の整備でありますとか住民の方々がお集まりになられるような施設、あるいは生活環境施設などの整備をする事業でありますとか、あるいは観光やツアーのPRなども行えるような、そういったようなものを考えていけたらなと思います。

いずれにしましても、ただ、このことを申し上げていても、実際、地域地域によってはかなり違うと思います。したがって、そういったような方々のご意見も賜りながら、どういった地域振興策、あるいは風評被害対策ができるかということ相談させていただ

ければなと思っっている次第でございます。こういったような基金でありますとか、そういったものとは別に、当然ながら、私ども、自らの事業としても、先ほど申したこと、まだまだ足りないかもしれませんが、こういったパンフレットを使って非常に分かりやすい形で説明させていただきたい。それではいろんなところから、まだまだ頭が固いと言われて怒られたんですけども、もっと分かりやすいもの、例えばマスコミのメディアを使ったPR、先ほど申しましたようなモニタリングデータがしっかり分かるような、目で見て問題ないということが確認できるような形のPRであるとか、そういったようなものを進めながら、やらせていただくところは当然やらせていただきたいと思いますと思っております。

いずれにいたしましても、具体化すればするほど、この問題につきましても重要になってくると思っておりますので、意見は大変ありがたく思っております、しっかりと受けとめて対応させていただければと思っております。

浮島政務官：ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

富津市長：富津市の佐久間です。

富津市も観光で生きてるところも多分にあります。11年の震災のときには、海、山でお客さんが離れました。いろいろ回復するにはまだまだやはり時間がかかるだろうというふうに感じます。

自然公園等の関係でいきますと、国立公園、特定公園は入ってますけれども、県立の自然公園は除かれてると思うんですけども、これも人が大勢利用するものについては国立、特定に限らず、千葉県立自然公園も入れるべきではないかというふうに考えます。その点はいかがでしょうか。

それから、既存の最終処分場処理施設がある、立地している所について候補地から除外することは今のところ考えてないというお話です。これは一番基本的なことで、指定廃棄物の処理場を造るのには、今、8,000ベクレル以下のものを処理するところについても各市町村は四苦八苦してるところで、千葉県で最終処分場があるのは4カ所です。ですから、環境省として、各自治体で発生した廃棄物は各自治体で処理するんだという大原則をもう一度はっきりさせなければいけないのではないのでしょうか。そういうものを国が責任持って処理場を各自治体に造る。その先に指定廃棄物の処理場があり、どこかで引き受

けますという話が出るんじゃないでしょうか。私はそういうふうに思います。

また、国有地の関係でいくと、私どものところも大きな国有地がございますので、多分に候補地の一つになっていると思いますけれども、基本的なところからお考え直しをしていただかなければいけないんじゃないかと私は思います。

梶原部長：ありがとうございます。何点かご指摘を賜ったと思います。

1点目につきましては、まず、公園関係、県立公園も除くべきではないかということでございます。

有識者会議等のご議論を踏まえて、国立公園のところ、あるいは原生自然地域、鳥獣関係のところ、保安林関係のところを除かせていただいております。さらには、個別の候補地を絞り込んでいく、安心という観点での絞り込み4点の、4つの項目の中に自然度というものも入れさせていただいております。県立公園という形では入ってございませんけれども、自然度という形で評価もさせていただいております。

第2番目の点について、最終処分場の、これは一般廃棄物の最終処分場ということだと思います。県内4カ所にしかない、こういう状況を踏まえて、まずそれを造るべきだったようなことでございます。

この点につきましては、緊急を要します指定廃棄物の最終処分と切り離しても、1つの大きな課題でございます。最終処分場につきましては、単に埋立地だけではなくて、ごみの焼却につきましても広域化というものが進んでいるところでございます。ある意味、市町村処理という形で行っていただくというのが従来からの廃棄物の処理の考え方でございます。そういう考え方ではありますけれども、ある意味、効率的に進めていくという観点で広域化をしていくということはある程度やむを得ないものであるなと思っております。最終処分につきましては、広域化というよりも、なかなか適地が見つからないということで、広域的なお願いをするということもあります。そういった問題は問題として考えなければいけないとは思っておりますけれども、本県につきましては、じゃあ、何年先に処理をする必要があるかというふうに考えますと、それとは離反してご議論をさせていただければと思っております。大変恐縮でございますが、もうそういう形で進めさせていただければありがたいと思います。

大変恐縮なんですけど、私の説明がちょっと一つ間違っておりました。公園地域の中で特別地域という貴重な自然のところ、これは国立公園にも特定公園にも県立公園にもござい

ますが、県立公園の特別地域は除外対象に入らせていただいております。失礼しました。

浮島政務官：そのほか、候補地選定手法について何かご意見ございますでしょうか。

富津市長：すみません、今の続きなんですけどね、産業廃棄物4カ所、千葉県内にあるところ、うちのほうは2カ所もあるんですよ。8,000ベクレル以下のものを他市町村、他市町ですかね、のものを入れている。そうすると、市内の、市民の人はそうなんですけども、市外の人からも批判を受けてるんです。処理場を持って、よそのものを入れて、市民から言われるのはまあ仕方ないとしても、市外の人、団体等からも批判をされる、そういう中で指定廃棄物の処理場を、処分場を造っていくんだという話で、どういう、大多喜町長さんのお話なんですけども、住民の皆さんにどうやって説明していくんだと。みんなが処分場を、各自治体に処分場を造るんですよ、やるんですよ、全部やるんですよと。けども、こういう指定廃棄物についてはどこかでやらなきゃいけませんよと。だから協力してくださいというのが筋だと思います。そういう話がなければ理解は得られないと私は思います。以上です。

梶原部長：どうもありがとうございます。大変、誤解をした答弁もあったかと思います。どうもすみません。

産業廃棄物の処理施設が2カ所あって、市内の方だけじゃなくて、市外の方からもご批判の声がある。せっかく処分をしていただいております人たちがそのご批判に晒されてるといってご指摘だと思います。

8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、科学的な議論をした上で、通常の処理場で通常の処理をして基本的には問題はないんだということになってございます。そのPRも不十分だというご指摘だと思います。全国で例えば8,000ベクレルではなくて、もう少し低いベクレルでの8,000ベクレル、7,000ベクレルとか6,000ベクレルも言われてるところもございます。私どもとしては各自治体の方々にお願いをしまして、また、自らも8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては問題はないと、ですから、受け入れの拒否をしないでいただきたいといったようなことも含めてお願いをしているところでございます。引き続き、ちゃんとそういったことについてもご理解を賜れるよ

うに努めていきたいと、こう思います。

浮島政務官：そのほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

大多喜町長：1つだけお聞きしたいんですけども、まずは、今度、放射能に汚染された廃棄物につきましてはこっちで造らなきゃということでございますけれども、一般的にPL法、いわゆる製造物責任法というのが一つございますよね、法律で。これは民間の事業者やいわゆる製造物の責任という中で、よくテレビでも放送されますが、消費者に被害が出た、そういったときには、いわゆる製造者がやっぱりそれを回収して、それを補償するというのが製造物責任法であるわけですよね。これは今度は除外したということでございますけれども、今回のいわゆる放射能の汚染につきましては原因がはっきりしておりますし、出された事業者がはっきりしてるわけですよね。製造物責任法とこれを分離した理由は何でしょうか。

梶原部長：すみません、余りいいかげんなことを申し上げるといけないので、PL法の話はちょっと私、個人的には存じ上げてないんで、大変恐縮でございますが、その点につきましてはまた個別にご返答をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

大多喜町長：はい、わかりました。

浮島政務官：よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

浦安市長：今回の資料1で、新しい選定基準等という中で、この今日開いていただいた、3回目ですけども、市町村長会議で建設的に合意されたと書いてあるんですけども、一番最初、今日の協議事項の一つで、現在の1カ所に集約してと言ったときに、意見求めたときに、どの市町村長も手を挙げませんでしたね。ただ重苦しい雰囲気、じゃあ1カ所によろしいですねというのが合意をいただいたというような話をしてみましたけども、先程

来、いろいろ意見されている方というのは、市町村長というのは、54市町村ある中で、今回の条件でひょっとしたら受けざるを得ない、指定されざるを得ない10分の1の確率に、もっと低くなるかもしれませんが、そちらから議論が噴出してはるんですけども、今日、せっかく井上副大臣、浮島政務官がお見えなんですけども、もし副大臣、政務官の地元でこういうような話があったときに、副大臣、政務官は地元の市町村長を説得できますか。

こうした会議を何回もやっていただけてますけども、基本的には環境省のアリバイづくりで、結果として、今日居る54市町村長のどこか1カ所に集約される。政務官も副大臣も政治家ですし、どの首長も政治家で、地元の信用を受けなきゃいけない。そういった中で死刑執行の足を引っ張るような会議なんですよ、これ。基地の問題ですとか米軍基地の問題ですとか、まだまだ大義名分がありますけれども、このネガティブな、また、負の遺産をどうするかというのはちょっとこういう会議になじまないんじゃないのかな。それとやはり54市町村があるんですから、千葉県の知事のリーダーシップと、そしてもう少し国の政治家と環境省がじっくり膝を詰めて、私も先程の製造物責任法に、そこに最終的には帰結するんじゃないのかなと思ってるんですけども、これも国有林のどこかの市や町や村に、1カ所に集中されるときに、その街は崩壊しますよ。これが率直な思いじゃないのかなと思うんですけど、政務官、そして副大臣、地元でしたら説得できますか。率直な意見を聞かせていただきたいんですけど。

井上副大臣：この市町村長会議を千葉県初めとして5県でずっと開催をさせていただいております。私も毎回出席をしておりますけれども、そういう意味では、本当に地元の住民の方々に、いわば直接責任がおりである市町村長さんの方々の本当に大変なお気持ちというものは重々理解をしているつもりであります。ただ、しかし、他方で、この原発事故が起きてしまい、そして、放射性の廃棄物、指定廃棄物が存在しているということ、今も一時保管などで大変困られている、そういった自治体や住民の方がいらっしゃることも残念ながら事実です。ですから、それを何とかしなければいけないということだと思っております。

もちろん製造物責任というお話もございました。そういう意味では、確かに一番責任があるのは東京電力だと思います。しかし、東京電力にも責任がある中で、やはり東京電力の手に余る部分もある。だからこそ、これは国会の議員立法で法律ができて、国が責任を

持ってこの問題に対処すべきということが決められました。東京電力も確かに、例えば東京電力が処理をするということになったとしても、これは日本全国どこであったとしても、東京電力が処分をするところも、当然のことながら、どこかの自治体の行政区域の中です。そうすると、その行政区の問題は出てくるし、住民の方々だって、それはいらっしゃいます。ですから、そういったことも兼ね合わせて、やはり国が責任を持って決断をし、実行をしていかなければいけないと思っております。

ただ、他方で、やはり国が全てを頭ごなしに決めて、そしてここに処分場を造らせてくださいというのは、私はこれはいけないことだと思っております。やはり地域地域のいろんなお考えとか、あるいは実情ということもございます。ですから、県や、あるいは市町村の皆様方のご意見を踏まえながら、そして丁寧に対話をしながらこの事業を進めさせていただきたいと思っておりますので、何とかご理解をお願いしたいと思っております。

浮島政務官：今、副大臣の方からもございましたけれども、私も本当に皆様お一人お一人のお気持ちを考えますと、本当に大変なことだろうと認識をいたしております。私も実は実家が千葉にあります。いろいろ家族、親戚等とも話はいつもしているところでございますけれども、他人事とは思っておりません。そんな中でも、指定廃棄物の保管がこれだけ逼迫しているという中で、やはり処理をしていかなければいけない。そして、安心・安全に暮らせる生活を取り戻していかなければいけないということで、自分の中でも葛藤しているところが多々あるのは事実でございます。本当に首長の皆様方のお気持ちを考えますと、本当に大変おつらいこともたくさんあると思っておりますけれども、ともどもにいろんな意見交換をしながら、そして住民の皆様方に安心・安全ということをご理解をしていただく、そのために何度も足を運ばせていただきたいと思いますと思っております。

浦安市長：直接に答えていただけてないんですけども、ただ、副大臣、一番最初に言われた一義的な責任、東電と言いましたけど、私は国だと思ってるんですよ。国の国策があったから東電が動いたんであって、今の初動期の対応を検証すると、初期対応、初動対応が間違っただけで、国ではなく東電にやらせてしまったというのが大きな原因なんであって、一義的な責任はあくまでも絶対国ですよ。これだけは絶対忘れないでいただきたいなと思うんですよ。

井上副大臣：私のちょっと説明が悪かったかもしれません。PL責任の話がちょっと出たものですから、そういう意味では申し上げまして、確かにそれは市長のおっしゃるとおり、国の国策ということもありますので、実は法律上も国が責任を持つということになっておりますので、それに基づいて何とかしっかり取り組んでいきたいと思っております。

浮島政務官：そのほかに何かご意見ございますか。

どうぞ。

東金市長：東金市長の志賀でございます。

私は、一番最初の会議だったでしょうか、最初の説明で発生源ということで、それぞれの市町村、あるいは施設ということを言われたときに、これは発生源ではありませんとはっきり申し上げた人間でございます。

ただ、今回の中でもまだ発生という言葉が使われてます。これは広域の要するに施設等で焼却灰ですとか汚泥ですとかが発生をして、そこから放射性の廃棄物が発生をしている。これは発生ではない、検出されたんじゃないですか。だから、あくまでまだ発生源がそれぞれの千葉県の地域であるという認識の中で説明をされてるっていう、ちょっと納得できない。

それから、先程の問いかけの中で、千葉県内に1カ所でよろしいですねということに誰も答えませんでした。誰もよろしいとは思ってないんです。ですから、そういった形で進められていってしまいますと、今度、具体的な場所が決まったときに、その場所、地域だけではなくて、これは県内を挙げて賛成できないという話になってきちゃうはずなんですよ、要するに。ですから、人が大勢いる中で探そうと思っても、結果とすると、私は無理があるだろうと。そのときになって、結局それがやはり反対運動が起きて、10年も20年もあつという間にたっていきます。半減期30年、そこまですぐに行ってしまうんじゃないでしょうか。ですから、日本国内の中で、はっきり言えば福島県は知りませんが、人の住んでいない無人島だってあるんじゃないですか。この千葉県内の発生の量というの数千トンだったかというふうに思うんですけども、全て関係の5県分集めても、量というのは、はっきり言えば、もうきちんとした処理施設を造るんであれば、人が住んでない場所で造れる可能性というのはまだあるんじゃないかというふうに私は思ってるんですけど、その辺いかがなんでしょうか。



梶原部長：ありがとうございます。

発生ということにつきましては、もう大変恐縮でございます。注意をして書き直したつもりだったんですけれども、直ってない点がありましたら再度注意して直しておきたいと思えます。

第2点目の場所につきましては、どれくらい、例えばご発言の中で、千葉県で出ているかということでございますが、今、保管をされているのは3,500トン強、3,600トン弱でございます。これは千葉県分でございます。

それで、例えば人がいない所という話がありました。人がいない所というのは日本どこかなといったら、いろんな所もありますけれども、基本的にはどこかの自治体の所だと思っております。どこかの自治体に属してる所だと思っております。そういう意味におきましては、どこかで処理をしなければならないということは一つの厳然たる一つの私どもが対処しなければいけない問題だと思っております。そういう意味では、どこかの自治体の区域で処理をするということでありまして、それぞれの現実的なことを考えれば、それぞれの現在保管していただいております都道府県内で処理をしていただきたいと。あるいはその先で処理をさせていただきたいということでご説明をして、ご理解を賜って進めていきたいと。これがある意味、大変恐縮でございますけれども、現実的な対応じゃないかと。もちろんその際に安全であるということは当然の前提でありまして、その説明をさせていただきながら、あるいはご心配にお応えするという意味でのご説明もさせていただきながらやらせていただくという前提の上での議論でございますけれども、是非そういう形で努めさせていただければと思っております。

東金市長：進め方としては、方針を出して、それに沿って各県1カ所というのは形の中で説明をしていらっしゃる。ただ、現実問題、具体的に、それじゃあ、先程のお伺いしたお答えのとおりでありますけれども、どなたもそれでいいですよというのは言えないし、言っていないんです。ですから、これで決まったということにはならないだろう。そうすると、何度こういう形を重ねていっても答えは出せないじゃないかと。人間が多く住んでる千葉県なんかの場合は、どこ行ってもやっぱり生活のために影響もあるわけでございますから、それならば、早く処理する方法をまた改めて考え直したほうがいいんじゃないか。これ千葉県内だけじゃない、茨城県も同じような流れだったかというように思うんですが、やっ

ぱりこの関東近県というのは人が大勢居る所ではありますから、その中で、たとえ1カ所、きちんとしたものを造って、処理施設を造って、そこで保管しますといっても、そこで住民の方々が、例えば首長さんがうんと言っても、住民の方々がダメだ言えば、これは絶対できないですよ。そういう流れの中で、今回のごたごたの中で、それをその方向で進めていってしまったときに、先に行って答えは出せなくなってしまうという話になってしまふんじゃないかということをごく私どもは危惧しております。ですから、それよりも別の方法を改めて考えるべきじゃないかなというふうに申し上げたところでございます。

梶原部長：大変ありがとうございます。

指定廃棄物の最終処分につきましては、先ほど来から副大臣からお話がありましたけれども、国が責任を持ってやるべき施設、整理をすべきということで、放射性物質汚染対処特措法の中で位置づけられて、やっております。それにございましては、是非ご理解を賜りながら進めていきたいし、ご理解を賜らなければなかなかできない、これも事実でございます。是非そうさせていただきたいというふうに考えてございます。ただ、最後は国が責任を持って対応させていただくということになることではないかと思っております。是非ご理解を賜れるようにご説明をさせていただきたいと思っております。

浮島政務官：ほかにご意見ございますでしょうか。

今もございましたけれども、処分場の1カ所の設置にすることにつきましては、今回、ご理解をお願いをさせていただきたいと思えます。また、安心・安全という観点からも、しっかりと説明をしております。

ほかにご意見ございますでしょうか。

香取市長：香取市の宇井でございます。

今年の第1回目の会議のときに、1カ所に決めるということがなかなか難しいじゃないのかなというふうに申し上げた訳でありまして、実は54市町村あります全ての市町村に分配したらどうかというようなことを申し上げた。これは現実的に可能かどうかは別として、市を、また市町村を扱っている立場として、他の市にそれを受け入れてもらえればそれでよかったのかなと。そういうものでもないし、また、もちろん当事者が、受け入れてもらう側でも受け入れる側にしても、これは大変なことでありまして、そうでない市町村

でもこれは心穏やかではないです。何か自分のところに火の粉が回ってこなかったからよかつたかな、そういうふうにも思われても嫌ですし、もちろんそういうふうには思いませんけれども、いずれにしましても、大変恐縮ですけれども、私は1カ所に決めていくということ自体には反対させていただきたいなというふうに思います。

浮島政務官：今、議論が少し、第1番目で、1カ所の設置のほうに戻ってしまっておりますけれども、そのほかに候補地の選定手法について等もご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

八千代市長：すみません、八千代市の市長の秋葉と申します。

2の(3)と関わりがありますが、2の(1)の地域特性に配慮すべき事項ということで、申しそびれていたんで申したいんですけれども、千葉県は、千葉県というより、(3)では自然災害に関わることへの配慮というのはすごくいい方針ですけれども、災害というのはそういう自然災害だけではなくて、例えば飛行機が墜落するといったようなことも一つの災害であるわけですけれども、それ一般的には自然災害と呼ばないと思いますけれども、千葉県の地域特性としては成田国際空港があると。何万回も離発着があると。それに加えて、羽田空港の発着便の増に伴って、千葉県内の上空をたくさんの民間航空機が羽田便発着の分も通過することになっています。現在でも通ります。それからまた、自衛隊の基地なども多数あります。そうした民間航空機の航路ですとか自衛隊等の軍事基地の周辺といったものは、自然災害以外ですね、大規模災害が起こり得る、もちろん航空機事故というのは航路だけで起こるわけではありませんけれども、非常に複雑多岐にわたる航空機の経路が千葉県には存在するという、この特殊性を国としては絶対に考慮すべきだと私は考えますので、その点のご配慮を強く求めさせていただきます。

梶原部長：今の点につきましては、例えば土地を選定していくに当たりましての土地の、例えば系統、土図と、地形でありますとか地質でありますとか、そういったようなものを対象に絞り込んでいきたいというふうに考えてございます。例えば、今の航空機とか、あるいはそういったような人災の話もされました。同じような問題として、例えば台風といったようなことをどういう形で考えるのかということがございました。これにつきまして

は、有識者会議の中で、例えば台風というものについては、この土地がいか、この土地がいかということではなくて、台風はAという地域にもBというところへも同等に上陸すると。だから、結果として、被害が土砂崩れという形で出てくる場合は、土砂崩れをしやすいかしやすくないかで判断をすればいいのではないかと。台風そのものについては、基本的にはなかなか台風の観点から、あるいは雨風という観点からはなかなか難しい。直接的に対応するのは難しい。竜巻におきましても、同じように、なかなか難しいといったようなご指摘を受けたところでございます。それと同じように、航空機につきましても同じような課題ではないかなと思っております。ご要望を賜ったことは理解いたしますけれども、そういったような議論を踏まえて、現時点の有識者会議の案であり、私どもが今日提出した案になっておるということでございます。

浮島政務官：県のほうから何かご意見はございますでしょうか。

森田知事：私からは、これまで最終処分場の設置につきましては、本県は首都圏にあって人口集積が進んでおり、住宅地から離れた土地が少なく、また国有地、国有林も少ないなど、ほかの4県と異なる本県特有の事情もあることから、幅広にご検討を賜りたいと申し上げてまいりました。

国では、最終処分場設置に当たり、国有地、国有林を基本に検討されておりますが、県といたしましては、国有地に限らず、県内で最も適した土地が確保されることが望ましいと考えております。

梶原部長：今の知事のご発言でございますが、国有地に限らず、幅広く検討すべきであるといったご意見でございます。これは何度も知事もおっしゃられたんですが、前回も前々回も実はご指摘を賜ってございます。そういう意味では、私どもは国有地ということで先ほど来ご説明申しておる訳でございますけれども、この国有地に限らず、選定対象を広くすることについて、これは大きなポイントでございます。是非この点について皆様方のご意見を賜ればと思っております。

また、幅広くという話になりますと、例えば国有地に限らず、県有地といったようなものが対象になるかと思えますけれども、さらには民有地、民地といったようなことも対象になってくるかと思えます。ただ、民有地という話になりますと、大変広いことになります。

例えば適地というふうに考えた場合は、水源や住宅といったような、一定の距離を保つてあるとか、あるいは未利用の団地でありますとか、そういったようなイメージを持って絞り込んでいくという必要が出てくるかと思えます。この点についても何か私どもが参考にさせていただけるようなご意見があれば、是非お願いを申し上げたいと思えます。

浮島政務官：どうぞ。

諸橋副知事：県の副知事の諸橋でございます。

先ほどの知事の発言に関しまして、若干私のほうからも補足をさせていただきたいと思えますけれども、もうこの会議では既に皆さんご案内のとおり、これまでも国は基本的には国有地を基本ということで議論をされてきておられた訳ですけれども、どうも私共の受けとめとしては、国有地といっても、事実上は国有林的なイメージがあるのかなというふうには、私どもはそういう印象を持っておるわけでございます。

他方、本県の地域特性といたしまして、これもこれまで申し上げておりますように、国有林が少ないものですから、国有林を前提にして国有林から議論を発車すると、もう予め、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、一定の地域と申しますか、何と申しますか、そこが何かもう想定されてしまうような、そんな地域事情がございます。こういうふうな選定プロセスといえますか、国有林から発車したのではなかなか地元からの理解も得にくいのかな、そんなふうに感じておるところでございます。

そこで、本県の候補地に当たりましては、国有林以外も含めてということで先ほど知事も申し上げましたけれども、極端に言いますと、先程の中でもいろんなご議論がありましたので、仮に県内で1カ所ということでございましたら、極端に言いますと、県の全体の中で最も国のほうで適した場所をお選びをいただくということになるのかなと。ただ、そうは申しまして、当然、街のど真ん中に、というようなこともあり得ますし、それから既存のビルが、そこを全部取っ払って、そこに建てるなんていうことも、これはちょっと現実問題としてはあれですので、自ずと除外されるような地域があろうかと思えますけれども、そういった点を含めて、国の専門的な知見のもとで県内の最適地を選定をしていただくというふうな趣旨で申し上げたものでございまして、具体的にこの土地をどうか、こういったところをつけ加えてほしいとか、ちょっとそういうふうな趣旨ではございません。

それからまた、このことに関しまして1点ちょっと補足をさせていただきますと、今回、処分をいたしますものは、事実上、ごみの焼却灰とか汚泥などでございます。いわゆる廃棄物でございますので、通常でありましたら、管理型の処分場で処理をされるものでございます。廃棄物の最終処分場につきましては、これは各県とも同じだと、似たような感じだろうと思えますけど、それぞれ県の指導要綱で、住宅とか店舗の距離ですとか、そういったそれぞれ独自の基準をお持ちなんではないかと思えますので、ちょっとつけ加えまして、今後は国のほうでもし選定作業をされる場合には、こういった点もご配慮をいただければというふうに思うわけでございます。私からは以上でございます。

浮島政務官：ありがとうございました。

先ほど、知事のほうからも国有地に限らずというお話ありまして、今、副知事のほうからも県の指導要綱にも配慮をいただきたいというふうなご意見をいただきました。千葉県の地域の特性に配慮すべき事項としてのご意見でございますけれども、この点につきまして、もしご意見がありましたら伺いたいと思えますので、お願いいたします。

どうぞ。

我孫子副市長：1つちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、この（3）の安心等の評価というところで、安心等の地域の理解が得られやすいという土地の選定4項目、この全てが重要だというふうには考えているところなんですけれども、これの各項目での重み付けということについてのお考えがあれば、お聞かせ願いたいなと思います。こういう自然度の、あるいは生活圏や水源との距離というのは全く真逆のような形で位置づけをされると思えますけれども、都市部、あるいは都市部でないところでの評価が全く真逆になってくるのかなということで、ここは各項目の重み付けというのがあるのかなのかというところ。

また、指定廃棄物の保管状況等という項目については、市町村長会議の議論を踏まえ、結果として重みがゼロになることもあり得るという表現を書いているところですけども、これはほかの項目についてもそういうことが起こり得るのかどうかということ、ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

梶原部長：その4点のことにつきましては、私ども、基本的には4点を平等に扱って、均

等に評価をするというのは基本だと思っております。それで、これまでの幾つかの自治体では、保管状況につきましての重み付けをすべきであるという自治体もございました。実際にそうしてる自治体もございます。したがって、そこにはそういう可能性はあるのかなと思っておりますけれども、ただ、基本的には4項目均等にというものをベースにして考えております。もちろん別のまたご意見があれば、それについて会議をするというのは当然のことだと思っておりますけれども、私どもとしてはそういうふうと考えておるところでございます。ということで、よろしゅうございますでしょうか。

浮島政務官：ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

松戸市長：松戸市の本郷谷ですけど、今のそれにちょっと関連するんですけど、基本的に均等に対応するというのは、評価するというのは異論ないんですけども、自然度のところの若干、余りにも突出的であったなあという感じがちょっとしたんで、意見だけで申させていただきますけども、自然度のところで、一番右のほうで自然草原、自然林、二次林、植林となってきた、二次草原があつて、農耕地があつて、そして緑の多い住宅地、あるいは市街地は点数が大きくなってるわけですね。これは自然度の評価じゃなくて、自然度の評価という意味でいったら、1から、ここで言うと4の所まで、二次草原までは評価としてわかるんですけども、市街地とか緑の多い住宅地を、簡単な言い方すれば僻地というのは、ここは除外するか、あるいは評価をゼロにするのが適当ではないかな、そんな気がいたします。ちょっとある意味突出的な評価ではないかなという気がいたします。検討していただきたいと思えます。

梶原部長：今の自然度のところについては、資料の1の23ページの表のことについてご指摘なのかなと思います。区分として自然度の高いものから低いものまでということで評価をされておまして、実際に農耕地、あるいは緑の多い住宅地、あるいは市街地、造成地という形で、こういったようなところについては既存の土地利用がされているということで、数ヘクタールにわたるものはなかなか造れない、そもそも造れないといったようなことを前提に考えていきますと、1, 2, 3を1つのパターンにし、さらに自然度の4から10までをそれぞれの自然度に応じて1から4までのパターン分けにしたということで

ございます。ご意見は下の1, 2, 3の5の所を更に分けるといったようなご意見なのかもしれませんがけれども、こういった趣旨で整理をさせていただいてる次第でございます。

松戸市長：5を分けるのではなくて、自然度だけの評価であれば、自然的な土地に対する評価は、ここで言うと、4からこの10までは適当だと思うんですけども、1から3は、どっちか言ったら、自然、もう完全に人工の場所を無理やり入れてるような感じで、市街地とか緑の多い住宅は、5ヘクタールとかそういうところがないから入れてもいいんだと、こういうのはちょっと余りにもやり過ぎだと。

梶原部長：すみません、ご意見、勘違いいたしました。これは今回、植生度、自然度というのをこういった10分類というのは、実はいろんな形、いろんな手法を使って国土全体の評価がされている訳なのでございますけれども、自然という観点でこういったような評価をつけている指標というのは非常に少のうございまして、こういったような評価をしていて、その評価がたまたま1からこういう10の形の分類になってるということでございます。そういう意味で、じゃあ、これを使って評価をするときにどういうとり方をするかということで点数付けをしていくわけでございますけれども、この中で市街地とか造成地だとか、こういったようなところについては自然植生がないということで、そういう観点からは序列が落ちてしまったということでございます。

浮島政務官：よろしいでしょうか。

今、重み付け、そして自然度等々ご意見をいただきましたけれども、特に指定廃棄物の保管量につきましては、これまで保管量について高い重み付けをすべき、あるいは評価項目とすべきでないとか全く反対の意見も出ておまして、調整は難しいと考えております。このため、安全等の評価項目につきましては、基本の考え方である4項目については均等に評価する方向で検討をいたしたいと思っております。また、保管量の評価に当たりましては、公平性の観点から、上下水道やごみ処理の水質、そして排出について市町村に割り戻して保管量を算出するというようにしております。

また、時間もちょっと押してきてしまって申し訳ございませんけれども、次に資料3の3について、候補地の提示方法についてでございます。環境省といたしましては、絞り込みのプロセスをご説明をさせていただいた上で、詳細調査を実施する1カ所の候補地を提示



することを考えておりますけれども、この提示方法についてご議論をいただきたいと思っておりますので、ご意見のある方は挙手をして市町村名、お名前をおっしゃっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

八千代市長：済みません、八千代市の市長の秋葉ですけれども、ちょっと3の3に行く前に、また重要な問題が議論され尽くしていませんので、私のほうからは、本日の資料1の10ページの自然災害を考慮して避けるべき地域の評価項目及び評価基準についてのうち、洪水の所については意見を述べさせていただきたいんですけれども、詳細については参考資料2の3ページの(4)、記載がありますけれども、河川管理者、国、県の提供データで、その参考資料の5ページの方にも(4)として4行ほど書いてあって、降雨により河川が氾濫した場合は除外するというので、降雨により河川が氾濫した場合というものに、本市の場合、10月の中旬に台風26号で被害が生じているんですけれども、その類型としては、都市型の水路の氾濫であったり、時間10ミリを超える雨でありましたために、川に集まる前に住宅地が浸水したり、それから公共下水道の污水管がなぜか大降雨のために破裂をして、道路から発水したりとか、都市部でも農村部でも同時に浸水が多発しました。ですので、そういう過去5年とか10年とかにした時点において、公共下水道の污水管の破損による被害なども当然加えていただくべきではないかというふうに思いますけれども、河川が氾濫というのは、河川が氾濫する前に住宅地が浸水してしまうというのはあるわけですけれども、それも含めて除外していただけるということでもよろしいでしょうか。

梶原部長：自然災害を考慮して整理をするときに、いろんなこの後、作業の観点で、デジタル化された土地に張りついた情報で整理をするということが作業上、必要になってまいります。そういう意味においては、全国で共通して整理されている情報を対象にしてやるということで、洪水ということにつきましては、河川管理者が洪水浸水区域という形の区域を指定をしております。その区域を指定した中での整理という形で整理をさせていただければと思っております。例えば、今、こういったご指摘のデータにつきましては、私、完全に理解していないかもしれませんが、統一的なデータの整理がなければ、なかなか全体では共通して使えないもんですから、また勉強はしたいと思っておりますけれども、なかなか難しいのではないかなというのが第一義的なご回答ということになります。もう少

し勉強させていただきますけれども、基本的には、ここで言う洪水浸水区域に指定されるところを使って洪水対応のことは考えてまいりたいというふうに考えております。

浮島政務官：それでは、候補地の提示方法について、資料3の3にございますけれども、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

富里市長：富里市です。

候補地が1カ所に絞られた場合、こういう会議の場で提案するんですか。私はこの会議の場で提案されても、それでいいということとは言えないんじゃないかなという気がいたします。それがまず一つの質問です。これを候補地が決まった場合に、この会議で提案して、要するに、この会議の皆さんがいいと言ったよとか悪いと言ったよというふうになるのかどうかというのが一つ。

それともう一つ、これは意見です。この会議で諮っても、我々はイエス、ノーということは私としては言えません。今回の会議の場合も、この会議に諮ったからこういう場所に決まりましたということをもし言われるとすれば、それは私は間違いではないかなというふうに思いますので、私の意見としては、このきょうの場合にイエス、ノーということをはっきり言えるまでに至ってないということを申し上げます。以上です。

梶原部長：どのような形で候補地を絞らせていただいた後に公表させていただくかということをご意見を賜りたいというふうに考えてございます。私どもはまず1カ所に絞ってご提示をさせていただきたいと考えておまして、例えば1カ所に絞ってやりたいところなんですが、最初の場所ということであるならば、この場で公表させていただくというのも一つのやり方ではないかというふうに思っておりますし、また、そうすべきではないという意見があれば、そういったような考えも賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、候補地の提示につきましては、皆様方の意見を賜りながらではありますけれども、国が責任を持って提示をし、皆さんにご説明をしていくということになるのではないかと、そういう位置付けのものだと思っております。

浮島政務官：どうぞ。

東庄町長：東庄の町長です。

きょうの会議ずっとお聞きしておりましたけども、結末は、1カ所に決めたんだと。国有林のところにするんだというぐらいの話であったと、私は今ずっと、1時間半聞いておりました。実際にはここにありますが、1カ所に決めたということはまずないんですね。それから、順序の負担からいくと福島県、いろんな話が出てきましたけども、福島県の方たちがこのようなところを言ってましたか。福島県の首長、今、市長、町村長含めて、大体现職が破れてるんですよ。必死の思いがあるんですね。それは対応、対策が遅れてるからなんですよ。災害は地震と津波が確かに東北に押し寄せました。しかし、プラスアルファの原発が起きたために福島県の復興が一番遅れた訳でありますけども、人が住めないところに、何年たったから、あなた、帰ってきなさいって、行きますか。その土地はどうするんですか。国が買い取るべきなんですよ。そして、それ相応の住んでた方たちの補償をしてあげるべきですよ。そして、国が買い取った土地を処分場にするなり、また、もう人が住めないですから、どのようにしてあげるかというのは国の、皆様方の知恵ですよ。

土地は荒れ放題になりますよ。しかし、そこには人が住めない。そのかわり、そこに住んでた方たちを追い払う形で、今、その人たちは外へ出てるんですよ。国が補償しないで、誰が補償するんですか。東電ですか。東電は営利の企業ですよ。その東電がやれるわけがないじゃないですか。自分の会社のお金を使わずして復旧させようというのが東電の考え方。しかし、そうじゃなくて、国の力をもって復旧させようというのがやはり今の国の政治姿勢じゃないですか。それをきちっとしないと、日本の国が今、アベノミクス云々と言ってますけど、だめになりますよ。国民不在を国がつくっちゃだめですよ。その辺をきちっとしてもらいたいなと私は思います。以上です。

梶原部長：まず最初の方で、きょう、1カ所に決めた、あるいは国有林中心ということなんだろうというふうなご指摘を賜りました。

これは私どもの案としてはそういうふうなご説明を申し上げましたけれども、県の方からもご意見は賜りましたし、ほかの自治体からもございましたけれども、国有地というのが偏っているといたったようなこともあって、幅広くということが一つのご意見のバックにあるのかなと思ったりもしておまして、例えばそういう意味では県有地でありますとか、あるいは民有地、これは民有地ということを考えれば、県のほうでは要綱みたいなものを参考にしてというご意見もいただいております、これについては、過去2回の市町

村長会議でもご指摘を賜ってるところなんで、そういったものも考えていく必要があるのかなと思ってございます。

福島に持っていくというようなことについて、福島県の首長さんたちはどう言ってるんだといったようなご指摘がございました。この点につきましては、震災後から、ぜひ福島県のほうでいろんな県内のものを、汚染土壌も含めて、廃棄物について処分させていただきたいという話をさせていただいた人がいるんですけれども、それは県外であるといったようなご指摘も受けてきたわけでございます。

それで、指定廃棄物の8,000ベクレルを超えるごみにつきましては、そういう雰囲気の中でも、福島県の中でも、福島県の中で最終処分をする。そして、他の県で保管していただいている8,000ベクレルを超える処分場での保管をしていただいている自治体の中で処分をしていくという方針について福島県も理解をしていただいて、基本方針として閣議決定をさせていただいた。さらに、そういったやはり福島に持っていくべきであるといったようなご議論を賜ったこともありまして、実は再度、福島県に対して、そういったような意見があるけれどもということでお伺いしております。その際には、その基本方針を踏まえて、きちんと各県で処分してくれということをおっしゃっておりまして、福島県からも、他県に持ち込むことについてはノーというふうにおっしゃってございます。

いずれにしても、そういう意味においては、保管がひっ迫して安全な処分が必要であるということがございますので、ぜひ保管をしていただいている県の中で、特に逼迫している5県、この中には千葉県も入っておりますけれども、千葉県の場合もそれは県内でそういう処分をさせていただければ大変有り難いと思っております。

東電の件につきましては、当然ながら賠償等につきましては第一義的には東電が賠償すべきものだと思っておりますし、実際の個々人の帰還の問題についても、あるいは避難をしている人が不都合を受けておられる方々の賠償も東電がやるもんだと思っております。さらに、この放射性物質に汚染された廃棄物処理の経費につきましても、国は事業者として行いますけれども、その費用につきましては東電に求償するという制度になってございます。そういう意味では、東電にしっかりと賠償、あるいは補償をしていただくということを考えてございます。

浮島政務官：大変申し訳ございません。時間もかなり押してきてしまいまして、申し訳ございませんが、候補地の選定、この提示方法について、最後、何かご意見があればお伺い

をさせていただきたいと思えますけれども、最後、意見ございますでしょうか。

どうぞ。

習志野市長：習志野市の宮本です。

前からずっと思ってることなんですけども、この会議は非常に発言するのに気を使う会議でございます。ここで意見をなかなか求めても、いろいろなことを考えつつ発言をしなければならぬ環境自体が、こういった議論をする場になじまないんじゃないかというふうに思っております。そここのところを私も何度かこの会議が終わった後に意見を上げさせていただいたわけでありまして、一向にこの会議の形態というか、議論の構築のプロセスについて変化がないんですね。で、今日、いろいろなご意見が出てる訳ですけども、そここのところを環境省の皆さんにもう一度しっかりと、私たちが選挙で選ばれているという点も、もちろん副大臣、政務官はよく分かってると思えますけども、そういうところをよくもう一度斟酌していただいて、もう一回こういう場というか、また違う形でもいいんですけども、切にやっていただければなと、気を使っていただければなというふうに思えます。今日聞いたところで、いわゆる結論というものは出ないというふうに思えます。

一つちょっと具体的な話を聞きたいのは、県内に1カ所の集約施設を造るということについて、意見が出なかったことをもって1カ所にするというような形というのは、まだやはり全ての市町村は納得できてない段階というふうに思えます。これを1カ所にしなければならぬ理由というのが、今のところ何か合理的でないということしか語られてないのもちょっと気になります。この部分、なぜ分散はできないのかという部分も含めて、次のこういうような機会があるまでに、その点も含めてしっかりと対処していただきたいなというふうに思えます。以上です。

梶原部長：ありがとうございます。

今の1カ所の件につきましては、なぜ1カ所という形で考えるのかという点につきましては、先ほどもずっとご説明申し上げたんでございますけれども、安全な処理をするという観点では、分散をして複数カ所で管理をするよりは1カ所で管理をしたほうが良いと思っております。それが1つ目の理由でございます。

第2番目の理由は、例えば10カ所を造る、3カ所造る、4カ所を造る、といった場合に、本当にご理解をしていただけるんであろうかと。例えば、先ほどご意見の中で、54

カ所、全市にというご意見もございましたけれども、全市で保管をしていただいている訳ではないわけでございますけれども、そういったような複数の箇所、多くの箇所でご理解を、土地を確保するのも非常に難しいといったような現実もあろうかと思っております。

そういう2点をもって、私どもは1カ所で集中的な管理をすることが効率的であり、かつ安全であるというふうに考えている次第でございます。これが理由でございます。

それで、もう一つ、1カ所で処分のことについて理解が得られてないんだと、承認してないんだということでございますが、大変恐縮でございますけれども、そのやり方について反対だといった首長さんがお一人おられましたけれども、そのほかの首長さん方にはそもそも、何でございましょうか、発言がないことをもって見て反対だというふうなことで、これはちょっとないのかなと思ってございます。私どもとしては造らせていただきたいということで、ご参考の意見を賜りたいと思っておりますけれども、これは造らないといけないと思っておりますので、そういう視点でご意見を賜りながら、実際の選定方法についてまた提案をしてみたいと、提案をさせていただきたいと思っております。

浮島政務官：はい、じゃあ、最後ですね。

浦安市長：はい、浦安市ですけども、今の部長さんの発言で、この雰囲気、どうだって感じてるんですか。発言してる方はほとんど反対してるんですよ。発言してないから反対とはみなさないという、そういう論理は少しおかしいんであって、少なくとも一番最初に、浮島政務官が一番最初に県内1カ所でよろしいですねと言ったときも、誰もストップもしない。それで盛り上がってないし、非常にづらいんですよ、この場が。ですから、現実的に54市町村の中の23が代理ですよ。それをもう一回じっくり省に帰って、大臣をはじめ、国の方で真剣に考えていただくべきじゃないかなと思うんですけども。やっぱり54の市町村の中のどこか1カ所に、それも今、受けていないところが受けることになるんですよ、これ。まさに43市町村が死刑執行のボタンをみんなで一緒に押そうっていう話なんですよ、これ。ですから、副大臣にも政務官にも、あなた方の地元の首長たち説得できるんですかというのはそこなんです。それぐらい難しい状況なんです。苦しい立場もわかってますけども、ぜひ再考していただきたい。私は基本的に1カ所というのは賛成してません。

浮島政務官：では、本日は本当に長時間にわたり貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。

今も色々ご意見がございましたけれども、会議で発言ができなかった方もたくさんいらっしゃると思いますので、追加的なご意見とかもまたいただければと思います。

最後に、副大臣のほうからご発言をさせていただきたいと思います。

井上副大臣：長時間にわたり、大変ありがとうございました。本当に貴重ないろんなご意見をいただけたというふうに思っております。

私がやはり何とかしてこの問題を解決をしていかなければいけない、国が責任を持って。しかし、他方で、やはり地域の皆様の声を伺いながら、何とかして解決したいというふうに思っております。

1カ所提示につきましては、事務方から申し上げたとおり、1カ所によって安全をなるべく確保できる最善の方法だと私どもは思っております。確かにその1カ所に選ばれたその地域は本当に大変なご負担になると。しかし、だからといって、それが複数になってしまえば、その苦しみが複数になる、そういった面もあるというふうに思っております。今日県のほうからは私は大変前向きな、有意義なご意見、ご提案をいただいたというふうに思っております。今まで国有地と言っていたものを、いわば選択肢を広げたらどうかというようなご提案でありましたので、ぜひこれを取り入れさせていただきたいと思っておりますし、その広がった選択肢の中で何とかして最適な1カ所というものを、これを選ばせてもらいたいというふうに思っております。

ただ、他方で、確かにこの会議自体もなかなか難しい会議であって、そして厳しい、そんな雰囲気漂っているのも私も実感しております。それぞれの首長さん方がまさに住民の方々や地域を背負って、そしてご意見をいただく訳でありますから、それは大変貴重であると同時に、非常にやりにくいということも理解をできます。ですから、この会議は会議として貴重な場でありますから、ぜひ私はやらせていただきたいと思います。他方で、さっき言いましたように、ご意見を別途文書でいただければ、それもぜひ反映させてもらいたいというふうに思っております。

もう大変恐縮です、時間のほうが押してしまっておるものですから、今日いただいた皆様方のご意見を踏まえまして、そして、次、機会をいただけるようであれば、我々環境省の案ということ、それをもう一度ご提示をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご

理解をお願い申し上げます。

浮島政務官：知事、何か最後にございますでしょうか。

森田知事：ありません。

浮島政務官：事務局の方から何か最後ございますか。

事務局：ただいま井上副大臣からもおっしゃっていただきましたが、追加的なご意見等がございましたら、本当にお忙しいところ大変恐縮なのでございますけれども、とりあえずの目安といたしまして、1月17日金曜日までを目途として、とりあえず県の方からご連絡させていただきますので、県の環境生活部の方までお知らせいただくということでよろしく願いいたします。

浮島政務官：では、これできょうの本日の会議を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり、本当にありがとうございました。失礼しました。